

大和郡山市地域福祉計画 大和郡山市地域福祉活動計画

概要版


平成 31（2019）年 3 月

策定の背景

わが国では、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加、情報化社会の進展などによる社会の著しい変化がみられます。また、地域や家庭においても、つながりの希薄化や地域や福祉への関心の低下が課題となっています。家庭や地域で課題を解決する力が弱まりつつある中、不安や悩みを抱え、何かしらの支援を必要とする人が地域に潜在化してしまう恐れもあります。

そのため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、喫緊の課題となっています。

このような状況の中、本市を取り巻く地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体等のニーズ、国の動向などを踏まえて、2019 年度（平成 31 年度）から 2023 年度までを計画期間とした「大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）を策定します。



計画の策定にあたって

関連計画との関係

●「地域福祉計画」

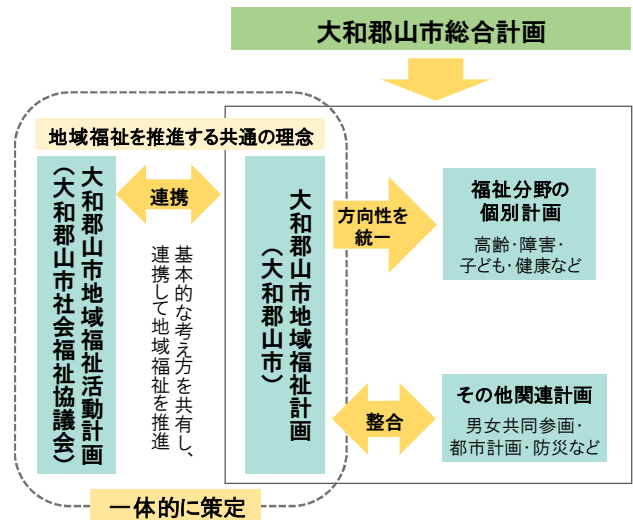
地域福祉を推進していくための「理念」や「目標」などを示し、大和郡山市における地域福祉の方向性と行政としての取り組みを整理するものです。「大和郡山市総合計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画、他分野の関連計画と整合性・連携を図ります。

●「地域福祉活動計画」

「地域福祉計画」の理念や目標に基づき、市社会福祉協議会を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取り組みを整理するものです。

- 本計画においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地区懇談会及び各種調査の結果や基本的な考え方を共有した上で、それぞれの役割を認識しながら、連携して地域福祉の推進を図ることをめざします。

各計画との関係



計画の期間

本計画の期間は 2019 年度(平成 31 年度)から 2023 年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や市民のニーズの変化、関連する法制度の変更に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

大和郡山市の現状と課題

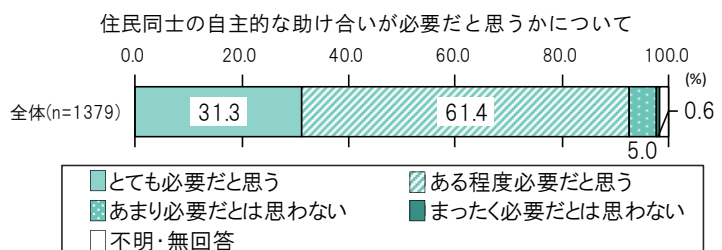
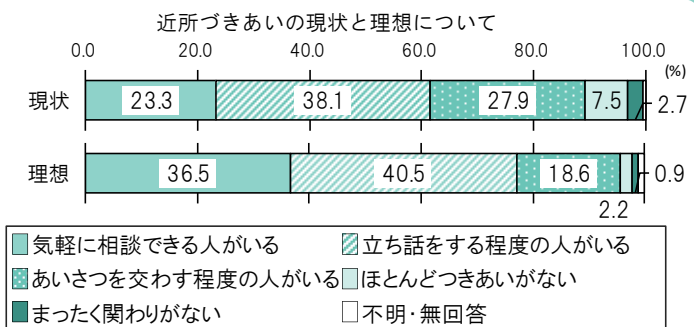
市民アンケート調査の結果から

近所づきあいについては、現実と理想でギャップがある

親密な近所づきあい（気軽に相談できる人、立ち話をする程度の人がいる）について、現状と理想に差がみられる。

住民同士の自主的な助け合いが必要だと思う人は多い

「住民同士の自主的な助け合い」を必要と思う市民（とても必要だと思う＋ある程度必要だと思う）は全体で9割以上となっている。



地区懇談会の結果から

地区懇談会では、「5年後の理想の地区の姿」と「5年後の理想の地区の姿を実現するためにできること」の2つのテーマでグループワークを行いました。

市内の全10地区で
地区懇談会を実施し、
計207名の方にご参加いただきました！

KJ法をつかった
グループワーク



「つながり・助け合い」「交通・買物」「集まる・交流する場」
「安心・安全」「地域活動やイベント」について関心が高い

キーワード

誰もが 気軽に 楽しく

毎日 自由に

見守り/ 声かけ/

“ちょっとした支えあい”が
できる地区がいいね



「子ども」「若者」「多様な世代」が、
「5年後の理想の地区の姿」の実現に向けての重要な視点



地域活動において、
若い世代の担い手の
確保・育成が難しい…

子どもと関わる
機会がない…



「5年後の理想の地区の姿を実現するためにできること」のアイデア例

できることから

まず参加する
あいさつをする

調査する

地域住民への
ニーズ調査

楽しむ

お茶会、お食事会、
盆踊り、バーベキュー

5年後を見据えて

活動発表会をする
5年後を楽しみにする

専門職ヒアリング調査の結果から

専門職からみた当事者及び担い手等の状況

- 社会的孤立状態や生活困窮状態などになる人、複合的な課題を抱える世帯など、支援が必要な人・生きづらさを抱える人が増加している。
- 地域でのつながりの希薄化。地域や福祉に関する事項への関心・認識・理解等が進んでいない。
- 地域活動での気づきに関する相談先が知られていない。
- 担い手が高齢化するとともに、新たな担い手が不足している。既存の担い手の負担が大きい。
- 成果が出ている活動もある。

各調査等の結果から、大和郡山市の地域福祉を推進するにあたっての現状と課題は以下のとおりです。

- | | |
|--|--|
| <p>1 近所づきあいの希薄化・地域への関心の低下がみられる。</p> <hr/> <p>2 近所づきあいや地域での助け合いを必要と思う人は多い。</p> <hr/> <p>3 地域活動に関心はあるが、参加できていない人が半数を占めており、担い手となり得る人はいる。</p> <hr/> <p>4 地域の担い手や地域活動、福祉に関するサービス・制度などが多くの住民に普及していない。</p> <hr/> <p>5 地域で支援が必要な人、生きづらさを感じている人が増加している。</p> <hr/> <p>6 災害時の支援、防災に対する関心が高まっている。</p> <hr/> <p>7 権利擁護支援の必要性が高まっている。</p> | <p>8 地域活動では新たな担い手の確保・育成と、既存の担い手への支援が課題となっている。</p> <hr/> <p>9 制度の狭間や複合的な課題への対応が困難となっている。</p> <hr/> <p>10 地域の担い手・活動団体・専門職などの各主体間の連携・つながりは十分とは言えない。</p> <hr/> <p>11 地域の担い手・活動団体・専門職では各主体間での連携ニーズが強い。</p> <hr/> <p>12 地域での情報共有、情報把握、支援活動に向けて「個人情報の保護」が壁となっている。</p> <hr/> <p>13 地区によって地域福祉を取り巻く現状・課題などが異なる。</p> |
|--|--|

計画の基本理念と目標

基本理念

世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山

基本目標

1. 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり

- 市民一人ひとりが「地域」「福祉」を我が事として捉え直すための意識づくり
- 「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが活動・活躍できる機会づくり
- 地域主体の課題解決力の育み

2. 包括的な支援体制づくり

- 身近な地域での見守り体制・相談機能の充実
- 分野を超えた相談支援機関の連携体制の整備
- 専門職による多職種連携や専門職と地域との顔の見える関係づくり

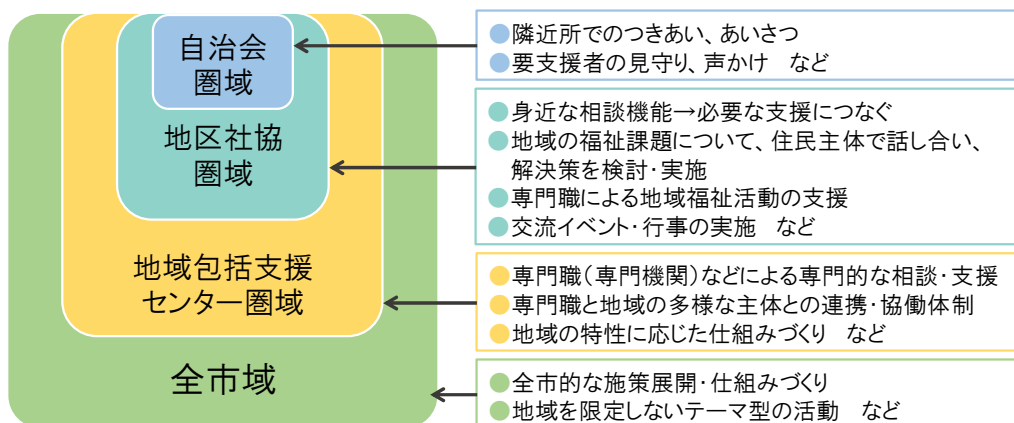
施策の展開

基本理念の実現に向けた2つの基本目標を踏まえ、大和郡山市で地域福祉を推進していくための取り組みの体系を以下に整理します。

基本目標	基本施策	取り組みの方向
1 誰もが 支えあい、 助けあえる 地域づくり	1. 地域や福祉への意識づくり	1) 地域や福祉に関心をもつ機会の提供 2) 福祉教育・学習の推進
	2. 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり	1) 多様な出会い、交流の機会づくり 2) 地域で気軽に集える居場所づくり
	3. 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり	1) 既存の担い手・活動団体等への支援 2) 新たな担い手・活動団体等の発掘・育成と連携
	4. 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり	
	5. 安全に安心して暮せる環境づくり	1) 災害時等における要支援者への支援体制づくり 2) 防犯対策の推進 3) 生活環境の整備
2 包括的な 支援体制 づくり	1. 地域での見守り体制・相談機能の充実	
	2. 相談支援機関の連携体制の構築・強化	1) 各分野での相談支援機能の強化 2) 分野横断型の支援体制の構築・強化
	3. 権利擁護支援体制の強化	1) 権利擁護の支援に関する取り組みの充実と周知・利用促進 2) 虐待やDVの防止と早期発見・対応の徹底

圏域の考え方

より効果的に地域福祉に関する取り組みを展開できるよう、本計画では以下の4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた取り組みを推進するとともに、状況に応じて適切かつ柔軟に連携を図ります。



重点的な取り組み

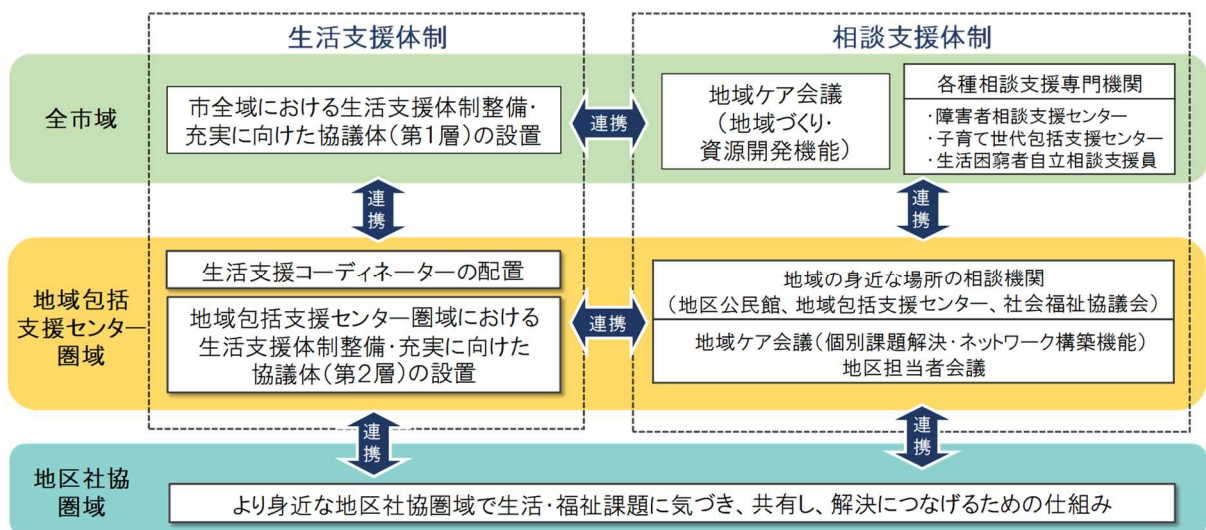
本計画では、より効果的・効率的に計画を推進できるよう、今後5年間において重点的に取り組む項目を設定します。

1 地域包括支援センター圏域での仕組みの強化

【関連する施策】基本目標1－基本施策4、基本目標2－基本施策2

- 生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターを配置し、主に高齢者のニーズと、ボランティア等の地域資源とのマッチングによる多様な生活支援体制の整備に取り組めます。
- 協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心に、生活支援や介護予防に関する関係団体・組織が定期的に集まり、現状・課題の共有や地域における課題解決と資源開発に取り組めます。
- 地域包括支援センターを地区公民館に設置し、地域活動の拠点となる地区公民館と、地域包括支援センター、市社会福祉協議会（地区担当）の三者が連携し、相談支援機能の強化を図るとともに、複合的で複雑な課題に対応できるよう、地域で活動する専門職等が集まる地区担当者会議などを通じて、包括的な相談支援に取り組めます。
- より身近な地区社協圏域においては、生活・福祉課題に気づき、共有し、解決につなげていくための仕組みづくりを進めていきます。（詳細は「2. 地域の課題解決力を育む地区社協づくり」を参照）
- なお、地区社協圏域の仕組みで解決ができない課題、専門機関が主体となって解決すべき課題などについては、地域包括支援センター圏域の協議体（第2層）につなぐなどして、相互に連携を図ります。

各圏域における支援体制・連携体制のイメージ

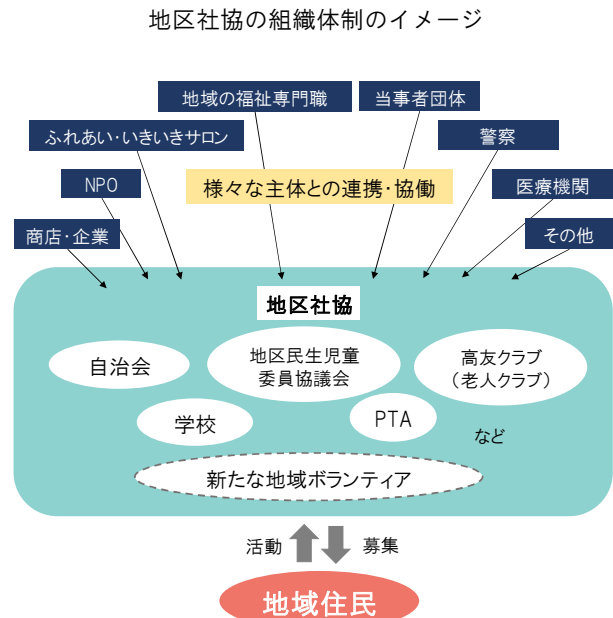


2 地域の課題解決力を育む地区社協づくり

【関連する施策】基本目標1－基本施策3・4、基本目標2－基本施策1

地域福祉をさらに発展させるため、今回の計画策定を通じて住民から寄せられた生活・福祉課題に対して、小地域見守りネットワーク活動や様々な福祉サービスを組み合わせて、民生委員・児童委員や自治会長、老人クラブなどの関係者、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、社会福祉施設などの専門職とも協力しながら、個々の生活・福祉課題に寄り添ったきめ細やかな支援を提供する仕組みづくりを進めます。

また、地域活動に参加したい、自分の得意なことを活かして地域貢献したいという住民の声もあり、誰もが地域で役割をもって活動できる環境づくりや仕組みづくりを行います。



これからの地区社協の取り組み

(1) 住民同士がつながりを持ち、生活・福祉課題に気づく（発見する）

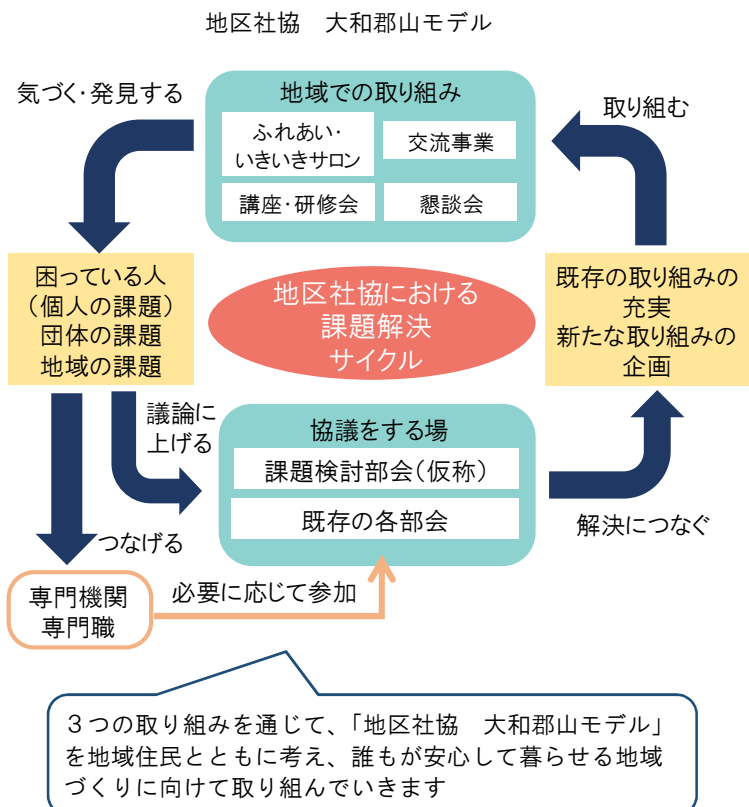
地域での取り組みを通して、地域の生活・福祉課題に気づく・発見する

(2) 住民参加による生活・福祉課題を共有、解決する

住民や関係者、組織・団体、専門職が協働し、継続的な支えあい体制を整備する新たな担い手が積極的に活動に参加できる組織体制を検討する

(3) 生活・福祉課題を共有し、新たな活動を生み出す

課題を共有する協議の場を設定し、既存の活動の発展や新たな資源の開発を行う



3 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築と権利擁護センターの設置

【関連する施策】基本目標2－基本施策3

ひとり暮らし高齢者や認知症の人の増加、障害のある人の地域生活への移行が予測される中、誰もが地域でその人らしく暮らしていくことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

地域連携ネットワークにおいては、以下の2つの仕組みをもつものとして構築します。

1) 後見人と連携したチーム体制づくり

地域の中で権利擁護に関する支援が必要な人を発見し、適切な支援につなぐための機能の強化を図ります。また、本人が自らの意思や状況に応じて地域で暮らすことができるよう、後見人と地域・福祉・医療等の関係者が協力し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り把握しながら対応することができるチーム体制づくりに努めます。

2) 多職種間での連携強化に向けた体制づくり

地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援するための体制づくりを推進します。そのために、各種専門団体や関係機関が連携しながら地域課題を検討・解決する場として、協議会等の設置を検討します。

地域連携ネットワークの推進にあたっては、中核機関として権利擁護センターを設置し、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を強化していきます。

センターの運営やそれらの機能については、既存の相談機能や地域連携ネットワークも活用し、各種専門職団体や関係機関等と連携しながら段階的・計画的に整備を行います。

大和郡山市地域福祉計画・大和郡山市地域福祉活動計画

平成31(2019)年3月

編集・発行

大和郡山市 地域包括ケア推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

TEL: 0743-53-1151 (内線 585) FAX: 0743-55-6831

社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

〒639-1005 大和郡山市植槻町3-8

TEL: 0743-53-6531 FAX: 0743-55-0986

